

# 浜松市建築設計等委託料算定基準

浜松市

令和2年4月

# 浜松市建築設計等委託料算定基準

## 1 総 則

この基準は、浜松市による建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）を委託に付する場合において、予定価格のもととなる当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の標準的な算定方法について定めたものである。

## 2 設計業務等委託料算定方法

「静岡県建築設計等委託料算定基準」による。

## 3 設計業務等委託料の積算に関する事項

「静岡県建築設計等委託料算定基準」による。

## 4 延面積に基づく業務人・時間数の算定方法

### 4-1 適用

この算定方法は、新築設計業務に係る基本設計及び実施設計を一括して委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準」による。

## 5 標準図面枚数に基づく業務人・時間数の算定方法

### 5-1 適用

この算定方法は、改修設計業務（解体工事設計業務を除く。以下に同じ。）を委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準」による。

## 6 解体設計に係る業務人・時間数の算定方法

### 6-1 適用

この算定方法は、解体設計業務（以下同じ。）を委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準」による。

## 7 設計意図伝達業務に関する算定方法

### 7-1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計対象業務である工事の実施に伴う設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

ただし、浜松市が発注する設計業務については通常、対象外業務とする。

## 7-2 業務人・時間数の算定

設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、設計契約図書等の定めに基づき設計意図伝達業務に係る業務委託契約書等に記載された業務内容に基づき、算定する。

## 8 工事監理業務に関する算定方法

### 8-1 適用

この算定方法は、4-1による建築設計に基づいた工事の工事監理業務を委託する場合に適用する。

以下は「静岡県建築設計等委託料算定基準」による。

## 9 工事監理業務に関する算定方法 2

### 9-1 適用

この算定方法は、5-1による改修工事の監理業務を委託する場合に適用する。

### 9-2 業務人・時間数の算定

#### (1) 業務人・時間

業務人・時間は、次式により算定する。

(業務人・時間数) = (標準業務に係る業務人・時間数) + (追加業務に係る業務人・時間数)

#### (2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、委託業務に従事する技術者が、工事監理に関する標準業務を行う場合に必要となる業務人・時間数とし、別表2に掲げる建築物の類型用途ごとに、次式により、別表3-1の監理に掲げる係数（構造に掲げる係数を除く。）を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

A : 建築・設備それぞれの監理業務に係る標準業務人・時間数

S : 建築・設備それぞれのみなし床面積 (m<sup>2</sup>)

ただし、Sみなし床面積については、次式により、別表3-1の設計に掲げる係数（構造に掲げる係数は除く。）を用いて算定する。みなし床面積が適用規模の面積以下の場合原則として、範囲の最小値を採用する。

$$S = (A' / a)^{1/b}$$

A' : 建築・設備それぞれの改修設計に係る標準業務人・時間数

S : 建築・設備それぞれのみなし床面積 (m<sup>2</sup>)

また、A' 建築・設備それぞれの改修設計に係る標準業務人・時間数については、「静岡県建築設計等委託料算定基準5-2」によるが、5-2(3)イ及びウに掲げる対象外業務率は用いないものとする。

## 10 解体工事監理業務に係る業務人・時間数の算定

### 10-1 適用

この算定方法は、6-1による解体工事の監理業務を委託する場合に適用する。

### 10-2 業務人・時間数の算定

#### (1) 業務人・時間

業務人・時間は、次式により算定する。

(業務人・時間数) = (標準業務に係る業務人・時間数) + (追加業務に係る業務人・時間数)

#### (2) 標準業務に係る業務人・時間数の算定

標準業務に係る業務人・時間数は、委託業務に従事する技術者が、工事監理に関する標準業務を行う場合に必要となる業務人・時間数とし、別表2に掲げる建築物の類型用途の四号1類を基準に、次式により、別表3-1の監理に掲げる総合(建築)の係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

A : 建築の監理業務に係る標準業務人・時間数

S : 建築のみなし床面積 (㎡)

ただし、Sのみなし床面積については、次式により、別表3-1の設計に掲げる総合(建築)の係数を用いて算定する。のみなし床面積が適用規模の面積以下の場合は原則として、範囲の最小値を採用する。

$$S = (A' / a)^{(1/b)}$$

A' : 建築の改修設計に係る標準業務人・時間数

S : 建築のみなし床面積 (㎡)

また、A' 建築の改修設計に係る標準業務人・時間数については、「静岡県建築設計等委託料算定基準6-2」による。

平成23年 4月 1日 発行  
平成27年 7月 1日 改定  
令和 2年 4月20日 改定

浜松市 財務部 技術監理課